

生鮮又は冷蔵のくろまぐるを輸入する場合の取扱いについて

輸入注意事項14第28号 (11. 6. 28)

改正①輸入注意事項15第34号 (15. 7. 10) ②輸入注意事項16第15号 (16. 7. 7)

③輸入注意事項20第8号 (20. 5. 21)

平成6年6月1日付け通商産業省告示第365号(輸入公表の一部を改正する告示)により上記貨物の輸入については平成6年6月1日以降通関時確認制に移行しているところですが、平成20年5月21日付け経済産業省告示第109号(輸入公表の一部を改正する告示)により上記貨物の輸入については平成20年6月4日以降、税関への輸入申告書等の提出の際には、次の1に掲げる書類を提出してください。なお、旗国等からの輸出後に経由する国又は地域(保税地域を除く。以下「経由国等」という。)が存在する場合は、次の2に掲げる書類を提出してください。③

記

1 くろまぐる漁獲証明書 ③

当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蕃養場が設置された国又は地域(以下「旗国等」という。)の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関(以下「政府職員等」という。)が認証した漁獲証明書(別紙様式1)の原本及び写し各1通

なお、当該証明書については、大西洋まぐる類保存国際委員会(ICCAT)が認めた制度に基づき発行されたものに代えることができる。

2 くろまぐる再輸出証明書 ②③

次に掲げる書類とする。

- ① 最終経由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書(別紙様式2)の原本及び写し各1通
 - ② 旗国等の政府職員等が認証した漁獲証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通
 - ③ 複数の経由国等が存在する場合は、①及び②に加え、漁獲証明書及び再輸出証明書の写しであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの 1通
- (註) くろまぐる漁獲証明書及びくろまぐる再輸出証明書の原本は、税関において確認後、返却されます。

(別紙様式1) ①②③

1. LOCAL BLETTEN/TUNA CATCH DOCUMENT#											
2. CATCH INFORMATION											
VESSEL/RIP	NAME	FLAG	LOCAL RECORD NO.								
CATCH DESCRIPTION	DATE (dummy)	NO. OF FISH	TOTAL WT (kg)								
	AREA	SEAL	AVG WT (kg)								
GOVERNMENT VALIDATION											
	TAG NOS. (if applicable)	NAME OF AUTHORITY AND SIGNATORY		TITLE							
	SIGNATURE			DATE (dummy)	SEAL						
TRADE INFORMATION											
PRODUCT DESCRIPTION	FFR	RDCGDRFLJOT	NET WT(kg)								
EXPORTER/SELLER	PT OF EXPORT/DEPARTURE	COMPANY	ADDRESS								
	SIGNATURE	DATE (dummy)									
TRANSPORTATION DESCRIPTION (RELEVANT INFORMATION TO BE ATTACHED)											
GOVERNMENT VALIDATION											
	NAME OF AUTHORITY AND SIGNATORY		TITLE								
	SIGNATURE		DATE (dummy)	SEAL							
3. TRANSHIPPER INFORMATION											
TOWING VESSEL DESCRIPTION	NAME	FLAG	LOCAL RECORD NO.								
TOWING CAGE DESCRIPTION	NUMBER										
4. TRANSHIPMENT INFORMATION											
CARRIER VESSEL DESCRIPTION	NAME	FLAG	LOCAL RECORD NO.								
	DATE (dummy)	PORTNAME AND COUNTRY POSITION (LAT/LONG)									
PRODUCT DESCRIPTION	FFR	RDCGDRFLJOT	NET WT(kg)								
(use one line per product type)											
GOVERNMENT VALIDATION											
	NAME OF AUTHORITY AND SIGNATORY		TITLE								
	SIGNATURE		DATE (dummy)	SEAL							
5. FARMING INFORMATION											
FARMING FACILITY DESCRIPTION	NAME	FLAG	LOCAL FFB NO.								
	LOCATION										
	NATIONAL SAMPLING PROGRAM YES or NO (and code)										
CAGE DESCRIPTION	DATE (dummy)	CAGE NO.									
FISH DESCRIPTION	NO. OF FISH	TOTAL WT(kg)	AVG WT(kg)								
		< 870kg	910 - 30kg	> 81kg							
GOVERNMENT VALIDATION											
	NAME OF AUTHORITY AND SIGNATORY		TITLE								
	SIGNATURE		DATE (dummy)	SEAL							
6. HARVEST FROM FARM INFORMATION											
HARVEST DESCRIPTION	DATE (dummy)	NO. OF FISH	TOTAL ROUND WT(kg)								
	AVG WT(kg)										
	TAG NOS. (if applicable)										
GOVERNMENT VALIDATION											
	NAME OF AUTHORITY AND SIGNATORY		TITLE								
	SIGNATURE		DATE (dummy)	SEAL							
7. TRADE INFORMATION											
PRODUCT DESCRIPTION	FFR	RDCGDRFLJOT	NET WT(kg)								
(use one line per product type)											
EXPORTER/SELLER											
	PT OF EXPORT/DEPARTURE	COMPANY	ADDRESS								
	SIGNATURE	DATE (dummy)									
TRANSPORTATION DESCRIPTION (RELEVANT INFORMATION TO BE ATTACHED)											
GOVERNMENT VALIDATION											
	NAME OF AUTHORITY AND SIGNATORY		TITLE								
	SIGNATURE		DATE (dummy)	SEAL							
IMPORTER/BUYER											
	PT OF IMPORT/DESTINATION	COMPANY	ADDRESS								
	DATE (dummy)										

くろまぐろ漁獲証明書記入要領 ③

2007年の ICCAT 勧告に従い、くろまぐろの漁業者、蓄養業者、売買・輸出・輸入関係者及び当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）は、それぞれ、くろまぐろ漁獲証明書（以下「漁獲証明書」という。）の適切な箇所に記入又は認証することが要求されます。

完全に記入され認証された漁獲証明書によってのみ、ICCAT加盟国等の領域における取引、ICCAT加盟国等への輸入及びICCAT加盟国等からの輸出が認められます。

このため、我が国は、適切でない漁獲証明書が添付された貨物は、ICCATのくろまぐろ保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な漁獲証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、漁獲証明書の紛失、不完全な記載、政府職員等による認証がなされていない等の無効な再輸出証明書あるいは不正申告をいいます。

なお、記入にあたって ICCAT の公式言語（英語、フランス語又はスペイン語）以外の言語を用いる場合は、英訳を添付して下さい。

記 入 要 領

1 文書番号欄

漁獲証明書を認証する旗国等（当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域をいう。以下同じ。）の政府職員等が、国又は地域別コード付きの番号を記入する。

2 漁獲情報欄

① 漁船の船長・船主、定置網漁業者又はその漁獲国等（当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域及び定置網が設置された国又は地域をいう。）の政府職員等がこの欄を記入する。

② 漁船又は定置網の名前、漁獲国等、ICCAT登録番号、漁獲日、漁獲した尾数、全重量、漁獲海域（地中海、西大西洋、東大西洋、又は太平洋）、使用した漁具（末尾の漁具コード参照）、平均重量及びタグ番号（タグ制度を導入している場合に限る。）を記入する。

なお、漁獲物がRD（丸）でない場合は、製品形態（GG（えらはら抜き）等）を明記した上で全重量及び平均重量を記入する。

③ すべてのくろまぐろが適切にタグ付けされている場合を除き、これらの情報は、陸揚げ、転載、生簀へ移送されるすべてのくろまぐろに対して、漁獲国等の政府職員等によって認証（当該政府職員等の氏名、役職名、署名及び認証年月日が記入されていること。以下同じ。）されていること。

④ 漁獲海域が太平洋の場合は、その旨明記の上、取引情報の欄（別紙様式Iの7）のみ記入する。

取引情報欄 (蓄養を目的として漁獲したくろまぐろを他の国又は地域に移送する場合に記入)

- ① 漁船の船長・船主、定置網漁業者又はその漁獲国等の政府職員等がこの欄を記入する。
- ② 製品形態は記入せず、全重量のみを記入する。
- ③ 輸出された地点(市町村名、州・県名、国名。くろまぐろが沖合で取引された場合は、代わりにその漁業海区の国名または“high seas (洋上)”と記入する。)、輸出者の会社名、住所、署名及び輸出した日付を記入する。
- ④ すべてのくろまぐろが適切にタグ付けされている場合を除き、これらの情報は、くろまぐろが輸出される度毎に、漁獲国等の政府職員等によって認証されていること。
- ⑤ 輸入した地点(市町村名、州・県名、国名)、輸入者の会社名、住所、署名及び輸入した日付を記入する。

3 移送情報欄

- ① 曳航船の生簀に移送される際には、移送の度毎に、漁船の船長・船主、定置網漁業者又はその旗国等の政府職員等がこの欄を記入する。
- ② 曳航船の船名、旗国及びICCAT登録番号及び生簀の番号(複数の生簀を曳航する場合に限る。)を記入する。

4 転載情報欄

- ① 漁獲物が転載される場合は、転載の度毎に、漁船の船長・船主、定置網漁業者又はその漁獲国等の政府職員等がこの欄を記入する。
- ② 転載を受ける運搬船の船名、旗国、ICCAT登録番号、転載した日付及び転載が行われた位置(港名又は洋上転載の場合は緯度/経度による転載位置)を記入する。
- ③ 製品形態は、「F/FR(生鮮又は冷凍)」の別に、「RD(丸)、GG(えらはら抜き)、DR(ドレス)、FL(ファイル)、OT(その他)」の区分を記入(OT(その他の場合は、製品形態を具体的に記入すること。))し、製品純重量を記入する。
- ④ これらの情報は、すべてのくろまぐろが適切にタグ付けされていない限り、漁獲国等の政府職員等によって認証されていること。

5 蓄養情報欄

- ① 漁獲したくろまぐろが蓄養場に移送される場合は、移送の度毎に、曳航船の船長・船主、蓄養業者又は蓄養国等(蓄養場が設置された国又は地域をいう。以下同じ。)の政府職員等がこの欄を記入する。
- ② 蓄養場の名前、蓄養国等、ICCAT登録番号及び蓄養場の位置を記入する。
- ③ 当該蓄養国等のNational Sampling Programへの参加の有無について、YES/NOを丸で囲む。
- ④ 移送された日付及び生簀の番号を記入する。
- ⑤ 生簀ごとの推定の尾数、全重量、平均重量及びサイズの区分ごとの組成を記入する。
- ⑥ これらの情報は、蓄養国等の政府職員等によって認証されていること。

6 収獲情報欄

- ① 蕃養業者又は蕃養国等の政府職員等は、蕃養場からくろまぐろを収獲する年度にこの欄を記入する。
- ② 収獲した日付、収獲したくろまぐろの尾数、丸の状態での全重量、平均重量及びタグ番号（タグ制度が導入されている場合に限る。）を記入する。
- ③ これらの情報は、すべてのくろまぐろが適切にタグ付けされていない限り、蕃養国等の政府職員等によって認証されていること。

7 取引情報欄

- ① この欄については、輸出者又は輸出する国若しくは地域の政府職員等により記入される。
- ② 製品形態は、「F/F R（生鮮又は冷凍）」の別に、「R D（丸）、G G（えらはら抜き）、D R（ドレス）、F L（フライ）、O T（その他）」の区分を記入（O T（その他）の場合は、製品形態を具体的に記入すること。）し、製品純重量を記入する。
- ③ 貨物が輸出された地点（市町村名、州・県名、国名）、輸出者の会社名、住所、署名及び輸出した日付を記入する。
- ④ これらの情報は、すべてのくろまぐろが適切にタグ付けされている場合を除き、輸出する国又は地域の政府職員等によって認証されていること。
- ⑤ 輸入した地点（市町村、州・県名、国名）、輸入者の会社名、住所、署名及び輸入した日付を記入する。

なお、生鮮・冷蔵くろまぐろの場合、輸入者の署名欄は、通関業務代行業者が輸入者から署名の権限を適切に委譲されている場合は、通関業務代行業者が輸入者によって署名できる。

※留意点

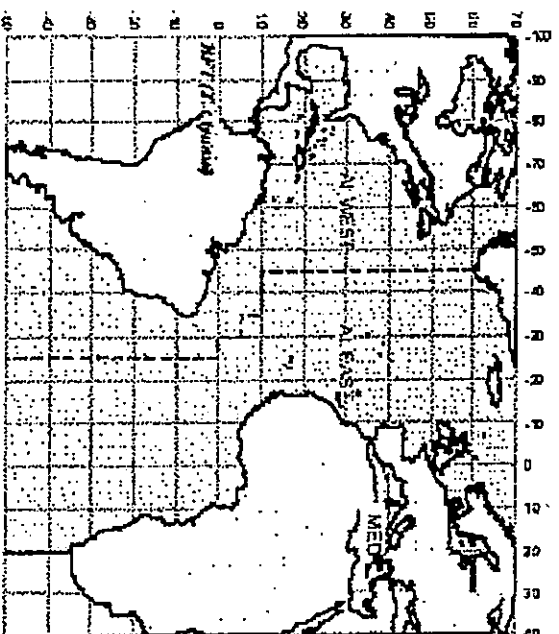
- ① 1枚の漁獲証明書から複数の売買、輸出、取引が生じる場合、漁獲証明書の写しを作成し、すべてのくろまぐろが適切にタグ付けされている場合を除き、旗国等の政府職員等によって認証されることにより、当該書類は原本として使用、接受される。
- ② 取引情報欄の輸送情報については、関係する書類の写しを漁獲証明書に添付するものとする。
- ③ 別紙用式1は、原則的な雛形であり、各国の事情により不要な欄の省略等も認められる。

漁具コード：

BB	BATBOAT (餌釣り船)
GILL	GILNET (刺網)
HAND	HANDLINE (手釣り)
HARP	HARPOON (鉆)
LL	LONGLINE (はえ縄)
MWT	MID - WATER TRAWL (中層船曳き網)
PS	PURSE SEINE (旋網)

⑱ 追

RR	ROD AND REEL (リール付竿釣)
S P H L	SPORT HANDLINE (スポーツ手釣)
S P O R	SPORT FISHERIES UNCLASSIFIED (その他スポーツフィッシング)
S U R F	SURFACE FISHERIES UNCLASSIFIED (その他表層漁業)
T L	TENDED LINE (かかり釣)
T R A P	TRAP (定置網)
T R O L	TROLL (引き網)
U N C L	UNSPECIFIED METHODS (不特定の漁法)
O T	OTHER TYPE (その他)



(別紙様式2) ①②③

DOCUMENT NUMBER		LOCAL BLUEFIN TUNA RE-EXPORT CERTIFICATE			
RE-EXPORT SECTION:					
1. RE-EXPORTING QUANTITY/ENTITY/FISHING ENTITY					
2. POINT OF RE-EXPORT					
3. DESCRIPTION OF IMPORTED BLUEFIN TUNA		Net Weight (kg)	Flag CPC	Date of Import	BD No.
Product Type F/FR RD/GG/DR/FL/OT					
4. DESCRIPTION OF BLUEFIN TUNA FOR RE-EXPORT		Net Weight (kg)	Corresponding BD number		
Product Type F/FR RD/GG/DR/FL/OT					
F=Fresh, FF=Frozen, RD=Round, GG=Gilled & Guted, DR=Pressed, FL=Filet, OT=Other (Describe the type of product ;)					
5. RE-EXPORTER STATEMENT :					
I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.					
Name		Address		Signature	Date
6. GOVERNMENT VALIDATION :					
I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.					
Name & Title		Signature		Date	Government Seal
IMPORT SECTION					
7. IMPORTER CERTIFICATION:					
I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.					
Importer Certification		Address		Signature	Date
Name		Address		Signature	Date
Final Point of Import: City		State/Province		CPC	

Note : If a language other than English is used in completing this form , please add the English translation on this document.

*Valid transport document and copies of the BDNs shall be attached.

くろまぐろ再輸出証明書記入要領

2007年の ICCAT 勧告に従い、再輸出（くろまぐろを漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蕃養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）からの輸出後に、国又は地域（保税地域を除く。）を経由することをいう。）されたくろまぐろを我が国に輸入する取扱業者は、くろまぐろを漁獲した漁船の旗国又は地域からの輸出後に經由する国又は地域（保税地域を除く。以下「經由国等」という。）が存在する場合に、最終經由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）により認証されたくろまぐろ再輸出証明書（以下「再輸出証明書」という。）等の添付が義務づけられ、当該勧告に基づき、完全に記載され、かつ、有効な再輸出証明書及び当該貨物が最終經由国等に輸入された際に添付されていたくろまぐろ漁獲証明書（以下「漁獲証明書」という。）の写しであって最終經由国等の政府職員等により確認されたものが添付されたくろまぐろのみ我が国への輸入を認められます。

また、複数の經由国等が存在する場合には、漁獲証明書の写し及び再輸出証明書の写しであって、經由する各經由国等の政府職員等が確認したものの添付が必要とされています。

適切でない再輸出証明書等が添付された貨物は、ICCAT のくろまぐろ保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な再輸出証明書等が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、再輸出証明書の紛失、不完全な記載、政府職員等による認証がなされていない等の無効な再輸出証明書あるいは不正申告をいいます。

このため、この記入要領に従って再輸出証明書を記入し、かつ、必要な記載及び政府職員等の認証を受けていることを確認してください。

なお、記入にあたって、ICCAT の公式言語（英語、フランス語又はスペイン語）以外の言語を用いる際は、英訳を添付してください。

記 入 要 領

文書番号欄：

最終經由国等の政府職員等が、国又は地域別コード付きの番号を記入する。

1 再輸出国又は地域

最終經由国等の名前を記入する。

2 再積み出し地

再輸出のためにくろまぐろを積み出した地点（市町村名、州・県名、国名）を記入する。

3 輸入されたくろまぐろに関する記述

① 製品形態：

「F/F R（生鮮又は冷凍）」の別に、「RD（丸）、GG（えらはら抜き）、DR（ドレス）、FL（フライ）、OT（その他）」の区分を記入し、OT（その他）の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

- ② 製品純重量：
製品純重量をキログラムで記入する。
 - ③ 旗国又は地域：
当該貨物を漁獲した漁船の旗国若しくは地域又は定置網が設置された国若しくは地域の名前を記入する。
 - ④ 輸入日：
最終経由国等に輸入された日付を記入する。
 - ⑤ 漁獲証明書番号：
漁獲証明書の文書番号を記入する。
- 4 再輸出されるくろまぐろに関する記述
- ① 製品形態：
「F/F R (生鮮又は冷凍)」の別に、「RD (丸)、GG (えらはら抜き)、DR (ドレス)、FL (フライ)、OT (その他)」の区分を記入し、OT (その他) の場合は、製品形態を具体的に記入すること。
 - ② 製品純重量：
製品純重量をキログラムで記入する。
 - ③ 漁獲証明書番号：
漁獲証明書の文書番号を記入する。
- 5 再輸出業者証明
くろまぐろを再輸出する者の会社名、住所、署名及び再輸出した日付を記入する。
- 6 政府認証
最終経由国等の政府職員等によって認証されていること。
- 7 輸入者証明
- ① 再輸出されたくろまぐろを輸入する者の会社名、住所、署名、輸入した日付及び最終輸入地を記入する。
 - ② 生鮮・冷蔵くろまぐろの場合、輸入者の署名欄は、通関業務代行業者が輸入者から署名の権限を適切に委譲されている場合は、通関業務代行業者が輸入者に代わって署名できる。